

東京都公立高等学校退職校長会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は東京都公立高等学校退職校長会と称し、事務局を千代田区富士見1-5-6 東京都公立高等学校長協会事務局内におく。
- 第2条 本会は東京都公立高等学校の校長の職にあった者を会員とし、現職の校長を準会員とする。但し、準会員は、退職後に正会員となる。
- 第3条 本会は会員及び準会員相互の親睦をはかり、あわせて東京都公立高等学校の教育振興に寄与する事を目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。
1. 会員及び準会員の親睦のための事業
 2. 会員の互助慶弔にかかわる事業
 3. 教育振興にかかわる事業
 4. その他本会の目的達成のための諸事業

第2章 役 員

- 第5条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|---------|-------------|
| 会 長 | 1 名 |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 常 任 理 事 | 若干名 |
| 委 員 | 各退職年度 2～5 名 |
| 監 事 | 2 名 |
- 第6条 会長・副会長・監事は総会において選出し、任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
常任理事は会長が委員の中から委嘱し、委員は各退職年度毎に選出する。
役員を選出にあたっては、普通科・専門学科の均衡を配慮する。
また会長は東京都退職校長会の依頼により同会の会長または副会長を兼ねることができる。
- 第7条 会長は会務を総理する。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。
常任理事は会務について協議し、委員は常任理事を補佐し、各年度会員の連絡にあたる。現職の校長協会の名誉会長・会長・副会長・厚生対策委員会委員長は常任理事会・委員会に出席することができる。
- 第8条 本会に顧問を置くことができる。顧問は常任理事会で推薦し、総会の承認を得る。

第3章 会 議

- 第9条 本会の会議は総会・常任理事会・委員会とする。なお会長が必要と認めた場合には特別委員会を設けることができる。
- 第10条 総会は年1回開き、予算及び決算の承認・役員の承認・会則の変更とその他の重要事項を審議する。
- 第11条 常任理事会は随時開き、次期会長・副会長・監事の選考並びに会務について協議する。委員会は必要に応じて開き、緊急事項については総会に代わり議決することができる。
- 第12条 本会の会議はすべて会長が招集する。

第4章 会 計

- 第13条 本会の経費は会費及び寄付金をもってあてる。
- 第14条 本会の会費は終身会費1万円とし、退職年度の総会までに納入する。但し、準会員の間は、本会の会費は徴収しない。
- 第15条 本会の会計年度は毎年6月1日に始まり翌年5月31日に終わる。

第5章 付 則

- 第16条 この会則の変更は総会によるものとする。
- 第17条 慶弔に関する内規は別に定める。
- 第18条 会員は東京都退職校長会の地域別支部に別途各自入会するものとする。
- 第19条 常任理事・委員に欠員が生じた場合には、会長が新たに常任理事・委員を委嘱することができる。
- 第20条 本会則は昭和59年6月23日より施行する。
- 第21条 本会則は平成13年6月23日に一部改正する。
- 第22条 本会則は平成24年6月30日に一部改正する。

慶弔にかんする内規

- 第1条 総会の年の1月1日より12月31日までに米寿に達する会員を総会に招待して、祝意を表す。
- 第2条 会員が死亡したむね事務局に連絡があったときは、本会として次の措置を取る。
1. 弔意を表す。
 2. 常任理事は該当年度の委員に電話連絡する。
- 第3条 特別の場合には常任理事会においてその都度協議する。